

2011年11月30日

「平成21年(ワ)第745号 地位確認等請求事件」の判決に対するコメント

原告 久木野 憲司

本日の判決を聞き、改めてこれまでお世話になった方々に感謝しているところです。私が兼業していた会社の法的整理を社長の責任として果たす中、長崎県内の様々な思惑から身に覚えのない疑いを次から次に掛けられて報じられたことが今日の大学との裁判にまで至った原因だと受け止めています。今日まで大変辛い思いをしてきましたが、それでも気持ちが折れずにやってこれたのは、木佐先生と北爪先生の誠実な弁護、そして渡邊先生を始め私を信じて支援して下さった方々の暖かい気持ちがあったからです。今、改めて皆様に感謝する気持ちでいっぱいです。

本日、裁判所が「懲戒処分を行う理由がない」として、「懲戒処分は無効である」と判決したことは、まことに適正な司法判断であったと受け止めています。

教員の一人として、この判決を機に長崎県立大学にすこやかさが戻り、大学の自治に基づく自由闊達な教育研究が営まれるよう変わることを祈るばかりです。

そのために当方が果たすべき役割として、まずは、裁判の中で明らかになった大学執行部の目に余る行為である以下二点を正し、大学に健全な運営を取り戻すことだと考えています。

- ① 「大学が裁判所に提出した重要な証拠書類（乙第16号証、乙8号証など）」は裁判のため後日作られた可能性が高いこと。つまり、懲戒処分を正当化しようとして、作成日を遡らせ、当時存在した書類であるとして、裁判所に証拠提出した可能性があること。
- ② 2009年11月～2010年3月頃、懲戒処分を正当化するために大学教員の労働管理が形式的にも実態的にも時間管理制であるかのように装い、労基署の行政指導を不正に免れる目的で、全教員対象の労働時間申告書につき、一部教員に実際の労働時間と異なる記載をさせ、事実と異なる賃金台帳を作成して労基署に報告したこと。